【発行】 2014.3

国七郡絵図の魅力

出

立 した下絵図は、 戸詰役人と国 た元禄国絵図の写を秋田藩に渡し、元 公文書館所蔵) 絵図をもとに「天保国絵図出羽国秋田領」(国)変更 天保九年三月、幕府に提出。そして、 ||絵図 (箇所を掛紙で修正するよう求めます。 まりました。江戸幕府は一三枚に裁断 は、 江戸での内見・内談を経て清書 元とが頻繁に交渉を行って作成 が作られました。 天保七年 (一八三六) 元禄期以 兀 一月に ح

図で(以下、C図)、これら三点の絵図は非常 もう一方の絵図には村形の色分けがありません に混在する二点のうち、ひとつは小判形をした あります。 村名が書き改められています(以下、 村形の一部に赤黄白青の色紙が貼り付けられ、 に似かよっています。 れる、 当館には天保国絵図との関わりが深いと考え B図)。もうひとつは県C-四三一の絵 裁断された「出羽国七郡絵図」が三点 資料番号県C-四三二と県C-四三三 $A \\ \underline{\boxtimes}_{\circ}$

(2014年3月)

秋田県公文書館 第 58 号 で「春の小さな鉄道展」が開催されます。懐か に関わる当館資料も展示。 の鉄道グッズや写真に加え、秋田の鉄道敷設 3月8日(土)から2階特別展示室及び閲

り、 などに使われています。 掛 図村 で「四ツ小屋新田村 るのがその例です。さらに、村形の上に白色紙 堂城廻村」、「堀田村」を「払田村」と改めてい などで手を加えています。 义 しています。 ○新田村」と記されている村は赤色紙が貼られ、 「新田」の文字を削除した村名が記されていま 紙を使用しています。 このほか、広範囲にわたる訂正には、 にはなかった村は青色紙で追加しています。 の統合の とほぼ同じ記載内容ですが、 まず 藩 • また、村名が変わった場合は黄色紙で修正 A図をみてみましょう。 国境の山々の名称や形を訂正する場合 情報も注記されています。元禄国絵 元禄国絵図での「本堂村」を「本 当時目長田村ニ纏」など、 河川の流路が変化した たとえば元図に 後に色紙や掛 元図 は 元禄 大きな 玉

筃 白色紙の村形とその中の記述は掛紙で隠されて そのまま写し取り、掛紙も同じ場所に貼られて います。さらに藩境など、作成後手直しをした います。なかには掛紙で隠されることを前提に、 元 所がいくつかみられます。 図の記載を省略した箇所もあります。 次にB図 (写真奥)です。 B図はまずA図を A 図 の

ん。 そのまま写し 最後にC図 B 図 の の範囲 掛紙に該当する部分が直 取っていますが、 (写真手前) は黒線で囲われています。 です。 掛紙はありま C 図 接絵図に は B 図 描 せ を

原

古文書倶楽部

成され、B図はA図を、C図は

この三点を比較したところ、

最初にA図 B図を写したも

が作

のという相互関係がみえてきました。それぞれ

の絵図の特徴を紹介します。

か

第 58 号

1 くつもの疑問が

調べるうちに

ぜひご覧ください!

覧 室

察しました。 、過程について 絵図」三点の ように 出羽国七 しか 作

関係、 れた下絵図とB図 完成し江戸に送ら えた目的や時期、 たとえば、 わいてきました。 を使って訂正を加 絵図写とA図との 6 渡された元禄国 A図に色紙 幕府か

である一方、この絵図 「出羽国七郡絵 続くことになりそうだと感じています。 図」三点は非常に魅力的な資料 の調査・研究はこれから との関係等々…。

*

ŧ

らの絵図は、いずれも江戸幕府の国絵図作成に 田領絵図」(県C-一四七) -一四五)、「出羽七郡絵図」(県C-一七二)、「秋 図」(県C-四三二)のほか、「六郡絵図」(県C 内容を細かい部分まで読み取っていただきたい 関わるものと考えられていますが、 追加されました。今回紹介した「出羽国七郡絵 本の閲覧は困難でした。 今年度、 大・ います。 回転させながら、 絵図モニターに新しい絵図データが の計四点です。これ 絵図に描 ぜひモニターで自由 大型のため かれている (太田研)

古文書こぼ 竹 義敦 れば の逸事を なし め

〈*

つ

7

れています。 かしく家臣の不注意を厳しく叱責したと評価さ への欠勤も多かったのです。それゆえ、 秋 いところがあります。 代藩 確かに家老の激しい任免・交替か いがちで、 主 義 敦 0 在府中の柳営 人物 通説では痞(つかえ) 像 は な か なか (幕府) 気むず 掴 4

らも、

主義 など、 世子次郎 真参 を用いまし 学 自らも 小田 山菁莪の 問 素 照) 和 に 養を示し かし、一方におい 蘭画を習得させ、 I 野 直 武 文化の お 湖 いても儒学者 の教 (後 山風 た。 講義を聴き、 作品 面 育 の九代藩 ました。 では優れ 景図」(写 \mathcal{O} を残す にも 画 | 才を 意

(2014年3月) ることは難し としての だけ し、 か 力量を ら義 そ いと考え 敦 れ 評 0) 5 藩主 価 0) ず 言

古文書倶楽部 第 58 号 された逸 公紀」(大正版 られます。 言動から見直 の評価を確 そこで原点に戻 (エピソード)を取 してみたいと思います。 かめたうえで、 『秋田県史』所 つて、 義敦の性格をその 収 り上げ、その当 源 0)

通

(義

敦 記

末尾に

幼く、実 六五) 五月、 た藩主としての にゆだねられ 兀 を説明しても仕方ないと判断しました。 面にあたって、 あります。 五項目の伺いを立て済まそうとしましたが、 実際の 五 当時 月 主としての 初 ました。そこで、 政 からです。 家老らは若い藩主に国政の要綱 (務は壱岐家をはじめとする一門 十八歳に達していた義敦との めて秋田に入部した際 最初の事蹟 ス しかし、 ター は、 1 逸事に掲げら 明和二年(一七 は 当時十 宝 暦 の言動で 八 そこで 歳と 対 ħ

るぞかし、汝等は重任なればこの下に及びてその害だいなる事もあ 家老らは大いに恐縮したとされて たと記しています。これがために、 にか、政治缺失はかりそめ 義敦は「かかる未熟の評議はする います。 後はよく心をつくして、等閑の評 議なからんやうに」と声高に戒め の事も、

混

乱の反省を込めての決意と見られ

ます。

がら、 ったさ べき」と申し上げました。これに る施しをかせん」と述べたところ、 てあれば御心のままにせさせ給ふ 逸 事 納戸役の一人が「ご領地の りはみなわが領地なり、いかな 義敦がお出し の二つ目 1 \mathcal{O} 言 「葉です。「見わたす は、 御やぐら 年月は 不 事に に 明 登 な

が それを損じたら、それは汝の罪である。同 対 この二つの逸事は多分に藩主の徳と政治 身のうへの 我等が領地なりとも、 L て義敦 はその者に印籠を渡 のがれがたし」と諭 政 政治のあ しきは、 ŧ しました。 しお前が |様に、

> こで藩を挙げて努力を重ね、 て、 決意でした。これは前代の宝暦銀札 の綱紀を乱し家名の恥辱となってしまった。 までの一時凌ぎや旧例を無視したやり方は、 ょ 決断力のある藩主であることがわかります。 \mathcal{O} 必 の遺志を継いで藩の再建に努力したい」という ながら藩の財政難は見てきている。この際これ は「家老らに国務を任せてきたが、 5れば、 まず、「義敦公譜」(AS二八八-一-二五)に 資料を見ると、義敦がきわめ 意を賞賛している 要があろうかと思います。 諸老群臣に懇諭を行っています。 明和元年十月二十一日 に見え、 ところが 列祖の遺 いて優れ 江戸屋敷にお か 自分も幼年 事件の世情 ŋ その大要 た政治が 徳、 次 割 いの二つ ŋ 先考 引く そ 藩 11 的

て感じ、 れる家老宛の書状(真崎文庫M一〇六九)があ田城焼失から二年後の安永九年十二月と推定さ 取れます。 道 L メ台所向等格別に吟味相遂、 或ハ座敷向、 ります。翌年の下国を控え、「納戸奥向等物 その他、 て義敦の後半生 きます。 具など出来るだけ簡素にせよとの姿勢が読み ています。 さらに、安永七年(一七七八) 山召し上げ問 支出削減を実行に移していきました。 以上、義敦は財政の逼迫を身をもっ 背景には藩を揺るがした銀札事件・ 時節毎に頻繁に倹約の法令を発して ここに再築された城中の建具・ 病弱 廬之障子、 ゆえの欠点は は様々な試練の 題、 古を用ひ座等之拵を始 加えて度重 省略可致」と指令 中で強 閏七月の久保 このように なる凶作と (民夫) 嗜、 諸

阿仁銅 火災に悩まされたことがあります。 ならなかったと見るべきでしょう。【加 11



「湖山風景図」佐竹曙山筆 (秋田市立千秋美術館蔵) (平成